

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

旧	新
<p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 2 条 (同左)</p>
<p>(法令遵守等)</p> <p>第 3 条 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）<u>及び</u>平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）を遵守するほか、第 2 章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。</p> <p>3 協会員は、前 2 項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。</p> <p>4 協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。</p>	<p>(法令遵守等)</p> <p>第 3 条 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）<u>、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）</u>及び平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）を遵守するほか、第 2 章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。</p> <p>3 協会員は、前 2 項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。</p> <p>4 協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。</p>
<p>第 4 条 ～ 第 14 条 (略)</p>	<p>第 4 条 ～ 第 14 条 (同左)</p>
<p>(不正又は不当な行為)</p> <p>第 15 条 協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第 12 条の 6 第 4 号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意</p>	<p>(不正又は不当な行為)</p> <p>第 15 条 協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第 12 条の 6 第 4 号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意</p>

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

旧	新
<p>しなければならない。</p> <p>(1) 契約の締結又は変更の際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。</p> <p>ロ 白地手形及び白地小切手を徴求すること。</p> <p>ハ 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の資金需要者等の社会生活上必要な証明書等を預かること。</p> <p>ニ 貸付けの金額に比し、合理的な理由がないまま過大な担保（人的担保含む。）を徴求すること。</p> <p>ホ 資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額、資金使途又は家計状況の記載を勧めること又は示唆すること。</p> <p>ヘ クレジットカードを担保として徴求すること。</p> <p>(2) 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。</p> <p>(3) 協会員が、架空名義若しくは他人の名義を利用して金融機関等に口座を開設し、又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済において当該口座に振込みを行うよう要求すること。</p> <p>(4) 取立てにあたり、債務者等以外の者に保証人となるよう強要すること。</p> <p>(5) 資金需要者等からの貸付の契約申し込みにあたり、例えば「信用をつけるため」等の虚偽の事実を伝え、手数料を要求すること。</p> <p>(6) 生命保険、損害保険等の保険金により貸付金の弁済を要求すること。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>(1) 契約の締結又は変更の際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。</p> <p>ロ 白地手形及び白地小切手を徴求すること。</p> <p>ハ 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の資金需要者等の社会生活上必要な証明書等を預かること。</p> <p>ニ 貸付けの金額に比し、合理的な理由がないまま過大な担保（人的担保含む。）を徴求すること。</p> <p>ホ 資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額、資金使途又は家計状況の記載を勧めること又は示唆すること。</p> <p>ヘ クレジットカードを担保として徴求すること。</p> <p>(2) 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。</p> <p>(3) 協会員が、架空名義若しくは他人の名義を利用して金融機関等に口座を開設し、又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済において当該口座に振込みを行うよう要求すること。</p> <p>(4) 取立てにあたり、債務者等以外の者に保証人となるよう強要すること。</p> <p>(5) 資金需要者等からの貸付の契約申し込みにあたり、例えば「信用をつけるため」等の虚偽の事実を伝え、手数料を要求すること。</p> <p>(6) 生命保険、損害保険等の保険金により貸付金の弁済を要求すること。</p>

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

旧	新
<p>(7) 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8)</u> 債務者等の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。</p> <p><u>(9)</u> 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</p> <p>ロ 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。</p> <p>ハ 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。</p> <p><u>(10)</u> 確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。</p>	<p>(7) 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。</p> <p><u>(8) 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。</u></p> <p><u>(9)</u> 債務者等の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。</p> <p><u>(10)</u> 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</p> <p>ロ 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。</p> <p>ハ 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。</p> <p><u>(11)</u> 確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。</p>
<p>第 15 条の 2 ～ 第 21 条の 3 （略）</p>	<p>第 15 条の 2 ～ 第 21 条の 3 （同左）</p>
<p>(返済能力の調査 — 借入れ意思の確認)</p>	<p>(返済能力の調査 — 借入れ意思の確認)</p>

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

旧	新
<p>第 22 条 協会員は、資金需要者等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する際、借入申込書に借入希望額、申込み時点での借入額及び年収額等を自ら記入させること等により、その借入れの意思の確認を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、借入れの意思の確認を行う場合には、前項に規定する方法に代えて次の各号に掲げる方法によることができる。</p> <p>(1) 資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、前項に規定する各事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を受ける方法</p> <p>(2) 資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、電話通信の方法により前項に規定する各事項を聴取し、これらを記録する方法</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 協会員は、前 <u>2</u> 項に規定する方法により実施した調査結果を記録し、あわせて、前条第 2 項及び第 3 項に従い、当該記録を保存しなければならない。</p>	<p>第 22 条 協会員は、資金需要者等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する際、借入申込書に借入希望額、申込み時点での借入額及び年収額等を自ら記入させること等により、その借入れの意思の確認を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、借入れの意思の確認を行う場合には、前項に規定する方法に代えて次の各号に掲げる方法によることができる。</p> <p>(1) 資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、前項に規定する各事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を受ける方法</p> <p>(2) 資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、電話通信の方法により前項に規定する各事項を聴取し、これらを記録する方法</p> <p><u>3 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 協会員は、前 <u>3</u> 項に規定する方法により実施した調査結果を記録し、あわせて、前条第 2 項及び第 3 項に従い、当該記録を保存しなければならない。</p>
<p>第 23 条 ～ 第 79 条 (略)</p>	<p>第 23 条 ～ 第 79 条 (同左)</p>
<p>附 則 (平19.12.19) ～ 附 則 (平28.10.1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平19.12.19) ～ 附 則 (平28.10.1) (同左)</p> <p><u>附 則 (平28.12.1)</u></p> <p><u>この改正は、平成28年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p>

平成 28 年 12 月 1 日
(下線部分改正箇所)

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

旧	新
	<u>第 3 条、第 15 条、第 22 条を改正。</u>